

四 令第六条第五号に規定する措置をとつてもなお当該物件の所有者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五 当該物件（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第三号に規定する家屋であるものに限る。）の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該物件が特別区の区域内にある場合にあつては、都の知事）

六 当該物件の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者  
イ 親族

ロ 当該物件の所有者と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料される場合であつて、探索を行う者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長

七 当該物件の所有者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者  
イ 当該法人の代表者

ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人

ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長

（物件の所有者と思料される者が記録されている書類）

第十二条 第二条第一項の規定は、令第六条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

2 第二条第二項の規定は、令第六条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。

（物件の所有者を特定するための措置）

第十三条 第三条の規定は、令第六条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（裁定申請書の様式）  
第十四条 法第十条第二項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する裁定申請書の様式は、別記様式第六によるものとする。

（事業計画書の記載事項）

第十五条 法第十条第三項第一号への国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業により整備する施設の工事の開始及び完了の予定時期  
二 法第十条第五項に規定する措置を講じた場合においては、当該措置の概要  
（土地等権利者確知必要情報を保有すると思料される者）

第十六条 令第七条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第四号イ並びに第五号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで、令第六条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一 当該土地に関し所有権以外の権利を有する者の探索を行う場合においては、次に掲げる者  
イ 当該土地を現に占有する者  
ロ 当該土地の所有者  
ハ 当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者

二 当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあつては、都の知事）

ホ 当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会が置かれている市町村の長

二 当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者の探索を行う場合においては、次に掲げる者  
イ 当該物件を現に占有する者  
ロ 当該物件の所有者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)